

南アルプス市農地有効利用活性化特区

都道府県名：

山梨県

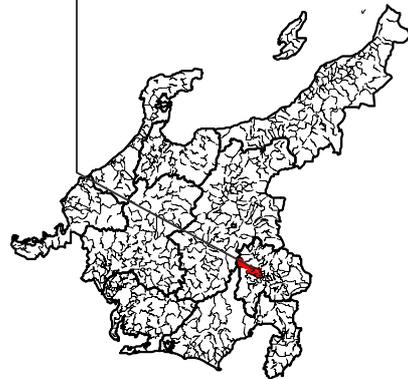
申請主体名：

南アルプス市

区域の範囲：

南アルプス市の区域の一部（旧御影村のうち六科地区、旧巨摩町のうち飯野地区、旧百田村のうち百々地区、旧源村、旧芦安村、旧小笠原町、旧榭村、旧野之瀬村、旧落合村、旧大井村）

南アルプス市



特区の概要：

年間5ha、5年間で25haの遊休農地解消を目標に、農地の権利取得にかかる下限面積要件を現行の40a以上から10a以上に緩和することで、それまで初期投資として多額の資金を必要とするため就農を断念していた新規就農希望者を年間15名、5年間で75名受け入れ、定住し農業を本業とする農業者を育てる。

適用される規制の特例措置：

・農地取得後の農地下限面積要件の緩和

